

## 白岡市学校体育施設の開放に関する規程

(昭和56年1月8日教委告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校体育施設の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学校体育施設の開放」とは、白岡市における社会体育の普及、振興を図るため、スポーツ、レクリエーション活動の場を確保し、学校教育に支障のない範囲で白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の企画及び運営のもとに、所管の小学校及び中学校の体育館、運動場を開放し、その利用に供することをいう。

(開放校等の指定)

第3条 教育委員会は、学校体育施設の開放を行うときは、地域の実情、学校体育施設の状況を考慮し、次の各号に掲げる事項を指定し、公表するものとする。

- (1) 開放する学校（以下「開放校」という。）
- (2) 開放する体育施設（以下「開放施設」という。）
- (3) 開放する日時

(開放施設の管理責任)

第4条 白岡市立小・中学校管理規則(昭和50年白岡市教育委員会規則第5号)の規定にかかわらず、開放校の校長は、教育委員会が学校体育施設の開放を行うものと指定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により開放校の校長が負わないこととなる開放施設についての管理上の責任を負うべき職員(以下「管理責任者」という。)を指定するものとする。

(学校開放運営委員会)

第5条 教育委員会は、開放施設の運営を円滑に行うため白岡市学校開放運営委員会を置くものとする。

(管理指導員)

第6条 開放施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、利用団体ごとに管理指導員を置くものとする。

2 管理指導員は、管理責任者の指示を受け、開放施設の管理、開放施設を利用するもの(以下「利用者」という。)の危険防止及び安全の確保、指導に当たるものとする。

(利用の資格)

第7条 開放施設を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 白岡市内に居住、在勤、在学している者で、10名以上をもって組織し、教育委員会に登録されている団体
- (2) 前号に規定するもののほか、教育委員会が特に認めた団体

(利用の許可)

第8条 利用団体は、別に定める日程調整会議で調整のうえ利用しようとする月の前月25日までに申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

3 前条第2号に定める団体については、日程調整会議の開催される日の3日前までに申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第9条 利用者は、開放校において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 飲食すること。
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とする行為をすること。
- (7) 許可なく喫煙その他火気を使用すること。
- (8) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、学校教育上必要と認めた場合及び公共的事業のために利用すると認めた場合は、利用の許可の取消しをすることができる。

2 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は管理責任者等の指示に従わないときは利用許可の取消し又は退去を命ずることができる。

3 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたときは、利用許可の取消し又は利用の中止をすることができる。

(利用者の原状回復の義務及び賠償責任)

第11条 利用者は、開放施設の利用を終わった後又は利用許可の取消し処分を受けたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

2 利用者は、利用団体、見学者及び応援者が開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければ

ならない。

- 3 利用者は、利用団体、見学者及び応援者が故意又は重大な過失により、開放の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、損害賠償の責任を負うものとする。

(実費弁償)

第12条 第8条第1項又は第3項の規定により体育館の利用の許可を受けた者は、別表に定める実費を弁償しなければならない。

- 2 前項の実費弁償金は、利用許可書の交付と引換えに納付しなければならない。

(実費弁償の免除等)

第13条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の実費弁償金を免除し、又はその額を減ずることができる。

(実費弁償金の還付)

第14条 納付した実費弁償金は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 体育館を公用又は公共の用に供するため利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により体育館を利用することができないとき。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 白岡市立小学校及び中学校体育施設の貸出しに関する規程(昭和53年白岡市教育委員会規程第1号。次項において「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程の規定による許可を受けているものは、第8条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和59年4月13日教委告示第6号)

この告示は、昭和59年6月1日から施行する。ただし、同日前に利用許可書の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月18日教委告示第2号)

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日教委告示第2号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条別表に掲げる実費弁償の額については、平成22年5月利用分から適用する。

附 則(平成27年3月18日教委告示第6号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

施設の名 称	利用区分	実費弁償の額	備考
体 育 館 (白岡市立小 学校及び中学 校に設置され ているもの)	昼間 午前6時から 午後6時まで の間をいう	利用3時間まで 900円	篠津小学校体育館 及び大山小学校体 育館については、 左記の額の3分の 2の額とする。
	夜間 午後6時から 午後9時まで の間をいう		